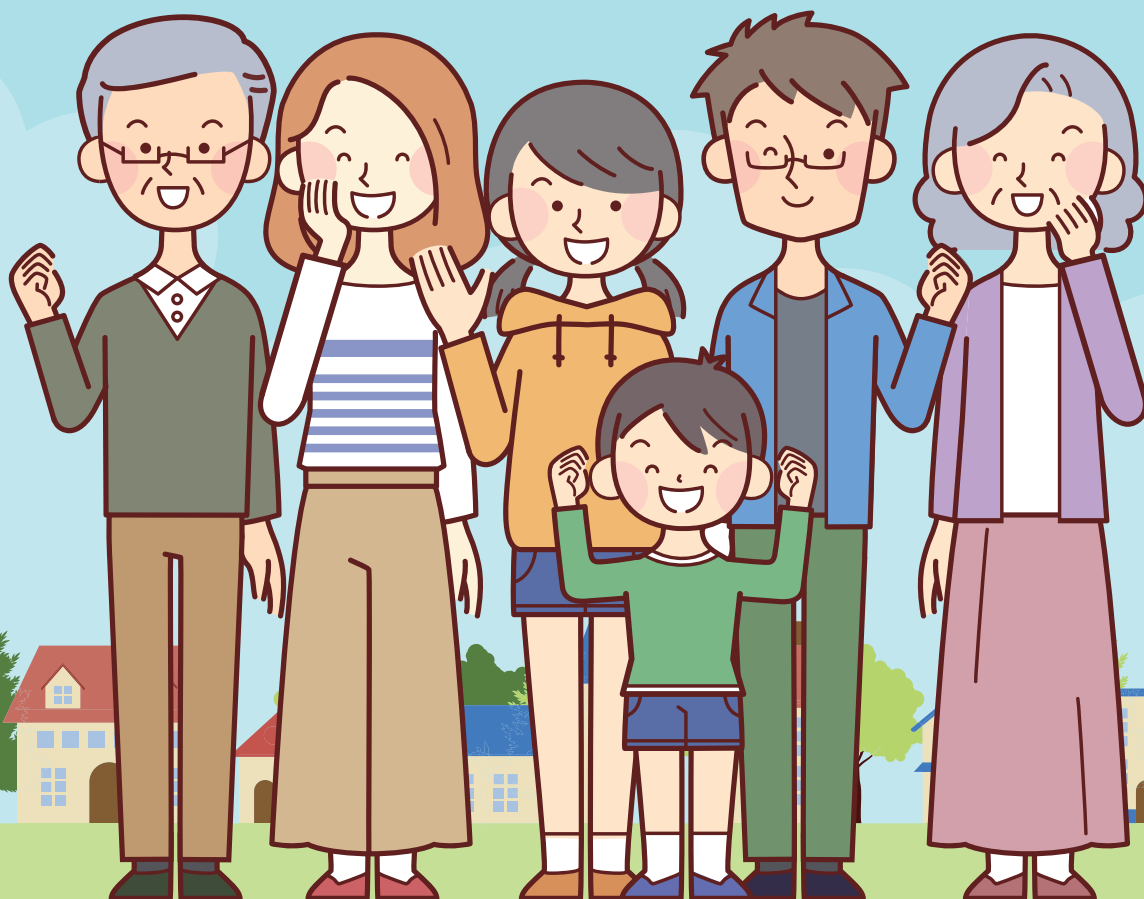


第9期春日部市
高齢者保健福祉計画 及び
介護保険事業計画 概要版



令和6年3月 春日部市

1 計画策定の趣旨

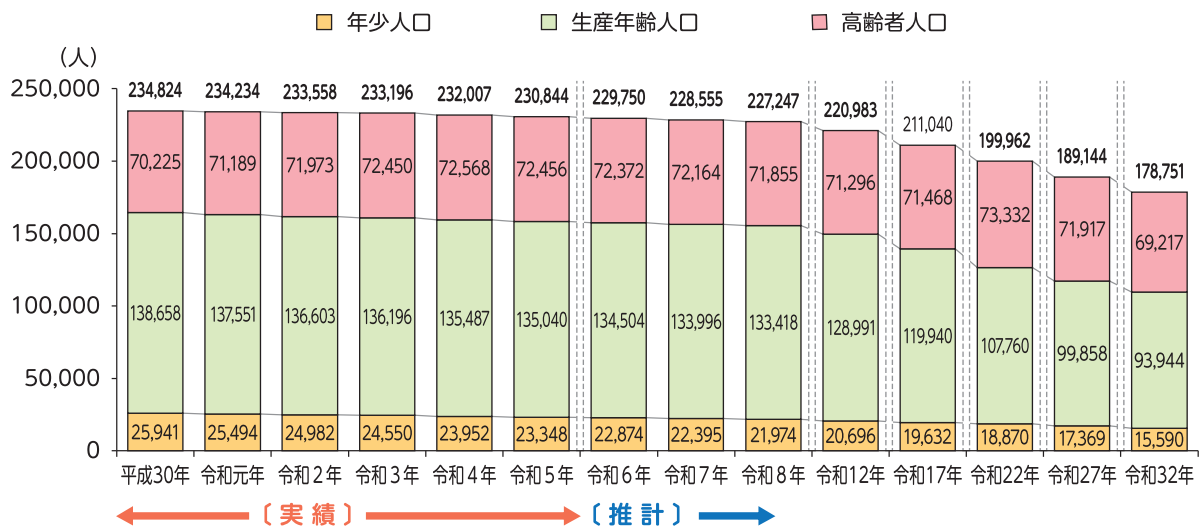
- 本市の高齢化率は令和5年10月時点で31.4%と、国の平均を上回っています。そのため、これまでの取組をさらに推進するとともに、地域の自主性や主体性に基づきフレイル予防や地域づくり等に一体的に取り組むことが求められます。
- 本市では、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させ、地域共生社会を実現するために、地域の現状や課題を見直し、本市の高齢者保健福祉・介護保険事業を推進する指針として「第9期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

2 春日部市の高齢者の状況

(1) 総人口・人口構成等

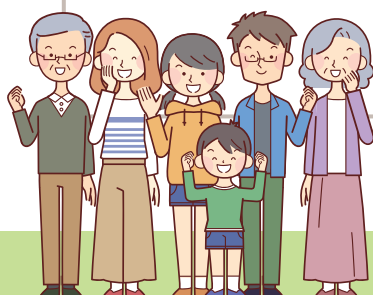
- 近年の本市の総人口は23万人台を減少傾向で推移しており、令和5年は230,844人となっています。
- 推計人口は令和6年以降23万人を下回り、令和17年には21万人台、令和22年以降は20万人を下回って推移すると推計されます。

【総人口・人口構成・構成比の推移(各年10月1日時点)】



資料:住民基本台帳

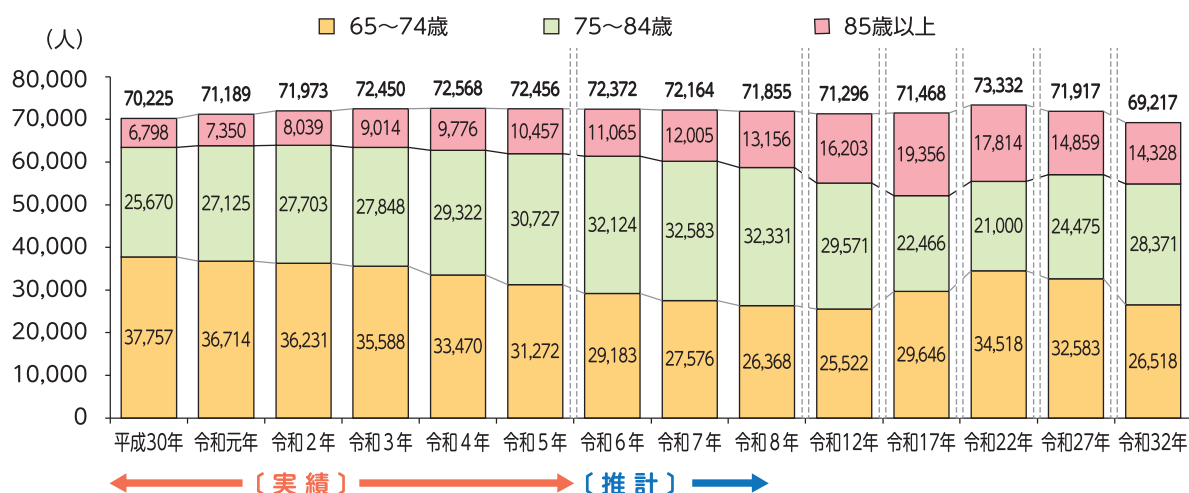
※各年10月1日時点の住民基本台帳人口を用いてコーホート変化率法により推計



(2) 高齢者人口・高齢化率

- 年々増加してきた高齢者人口は、令和5年に減少に転じています。後期高齢者(75歳以上)が増加し、令和3年に前期高齢者(65～74歳)数を上回っています。
- 高齢者の推計人口は、後期高齢者人口は増加し、令和12年には人口の20.7%が後期高齢者となることが想定されます。

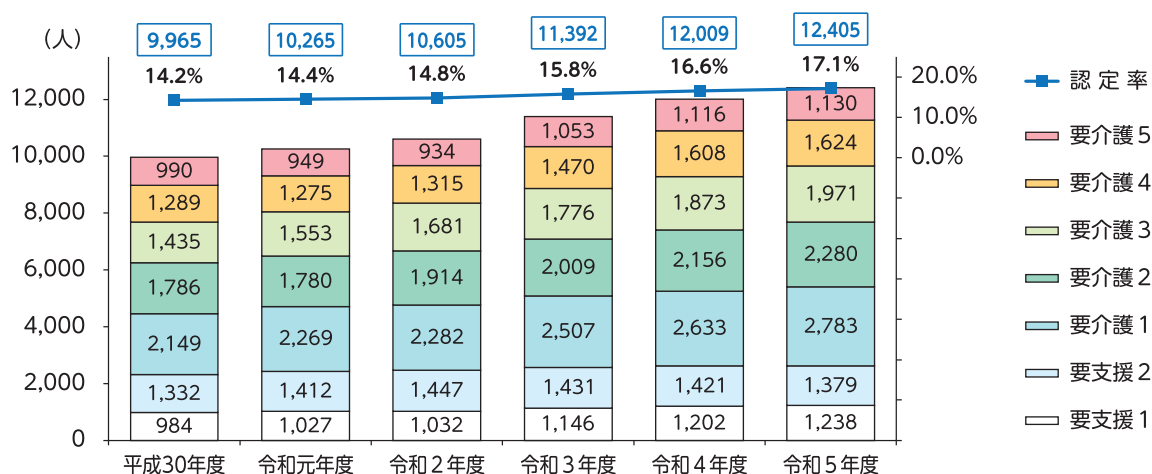
【 高齢者人口の動向及び推計(各年10月1日時点) 】



(3) 要支援・要介護認定者数内訳及び認定率

- 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、令和元年度に1万人を超え、令和5年度は12,405人となっています。
- 要支援・要介護認定者数の増加とともに、第1号被保険者に占める割合(認定率)も増えており、令和5年度は17.1%となっています。

【 要支援・要介護認定者数の推移(第1号被保険者のみ、各年9月末時点) 】



(4) 日常生活圏域

- 本市では日常生活圏域を8つに分け、各圏域に設置した「地域包括支援センター」を中心に、高齢者本人や家族からの総合的な相談・支援、介護予防事業等を行っています。

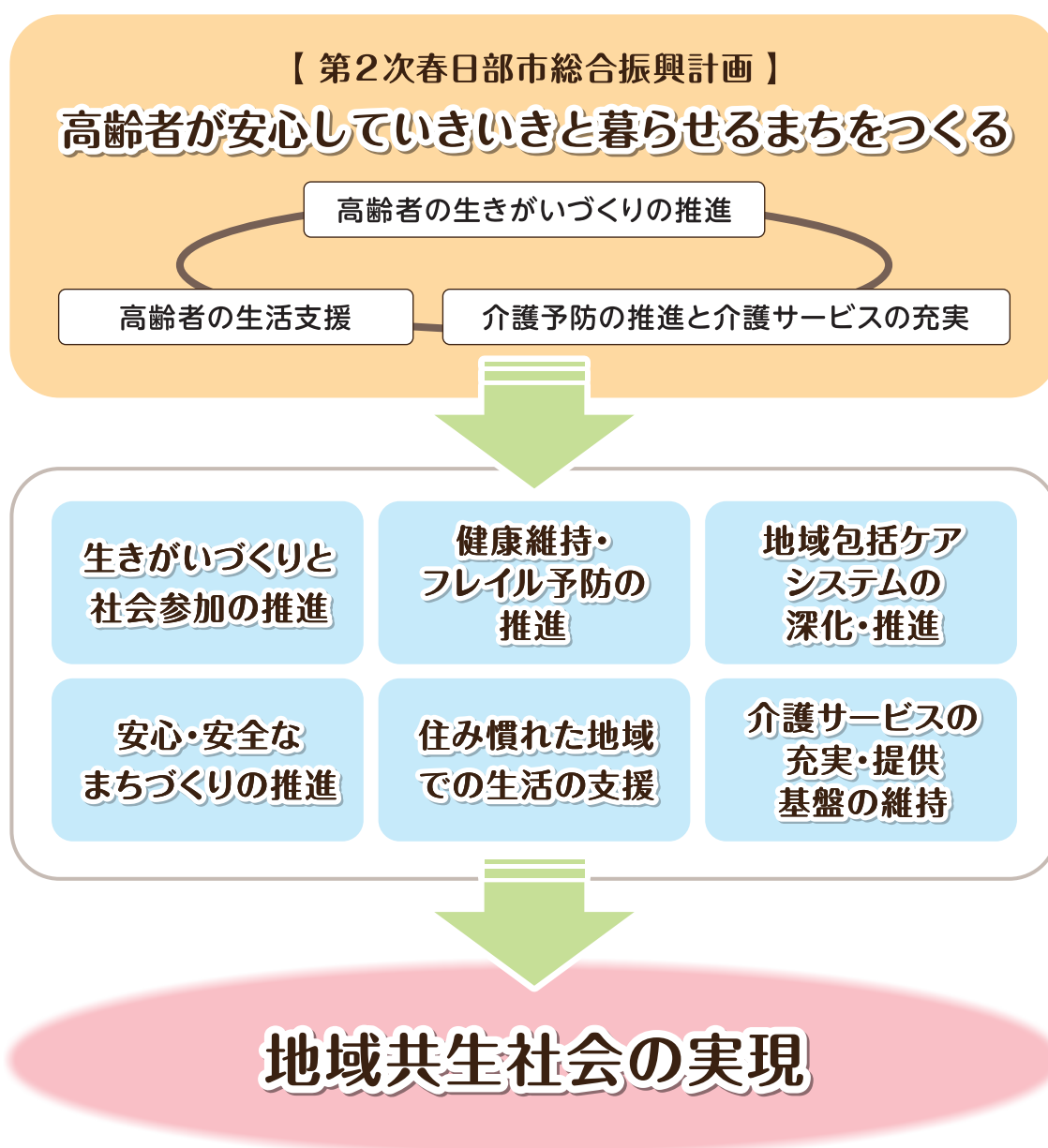
【春日部市日常生活圏域図】



圏 域	センター名	所 在 地	
第1生活圏域	第1地域包括支援センター	中央2-24-1(あしすと春日部内)	A
第2生活圏域	第2地域包括支援センター	内牧2072(清寿園内)	B
第3生活圏域	第3地域包括支援センター	花積267-7(豊潤館内)	C
第4生活圏域	第4地域包括支援センター	上大增新田109-2(春日部勝彩園内)	D
第5生活圏域	第5地域包括支援センター	一ノ割948-1(フラワーヒル内)	E
第6生活圏域	第6地域包括支援センター	大枝89 武里団地3-23-101	F
第7生活圏域	第7地域包括支援センター	藤塚2622-2(春日部ロイヤルケアセンター内)	G
第8生活圏域	第8地域包括支援センター	米崎389(しょうぶ苑内)	H

3 計画の基本方向

- 第2次春日部市総合振興計画に基づき、住み慣れた地域で、『高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる』ことを目標とし、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、地域共生社会の実現を目指します。
- 第2次春日部市総合振興計画(後期基本計画)の重点プロジェクトである「健幸プロジェクト」を推進するため、健康をはぐくむまちプロジェクトを、施策展開2「健康維持・フレイル予防の推進」において事業展開を図ります。



4 施策の展開

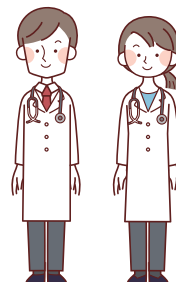
施策展開 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

内 容

「地域共生社会の実現」が地域包括ケアシステムの目指す方向であることを踏まえ、介護保険サービスの量的・質的な充実を図るとともに、適切な利用を促進し、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供と高齢者が地域で自立した暮らしを支援する地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。このため、相談支援体制や地域ケア会議の充実、介護予防と保健事業の一体的な推進、医療・介護連携、認知症施策、外出支援を含めた生活支援体制整備、生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進します。

取組方向

- (1) 地域包括ケアシステムの推進体制を強化します
- (2) 医療と介護の連携を推進します
- (3) 多様な生活支援・通いの場の充実を図ります



施策展開 2 健康維持・フレイル予防の推進

内 容

人生100年時代と言われる現在において、誰もがその人らしく健やかに過ごせるよう、健康寿命の延伸に向けた取組を進め、介護予防を推進し、スポーツ・レクリエーションを含む健康づくりや生きがいづくりなどを図っていきます。

取組方向

- (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します
- (2) フレイル予防事業を展開します
- (3) 健康管理を支援します
- (4) 生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進します



施策展開 3 生きがいづくりと社会参加の推進

内 容

高齢者が意欲的に様々な活動に参加し、地域で活躍する高齢者が増えることは本市の活力増進につながります。地域活動の充実により生きがいづくりを推進するとともに、地域の担い手として活躍できるように支援していきます。また、高齢者の貴重な経験や知識・技能を生かす場を増やし、積極的な参画を促進します。

取組方向

- (1) ふれあい・交流機会を提供します
- (2) 高齢者の社会教育、生涯学習等の活動や社会参加を支援します
- (3) 就労的活動を支援します
- (4) 長寿をお祝いします





施策展開 4 住み慣れた地域での生活の支援

内 容

高齢者の在宅生活の継続、生活の質の向上を図るため、一人暮らしや支援が必要な高齢者への配食サービスや家事援助などの生活支援、家族介護支援や外出支援、見守り活動等、高齢者が安心して暮らせる環境の確保に努めます。

令和5年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和6年1月1日に施行されました。基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会の実現を推進することが示されました。この認知症基本法に基づき、認知症施策の策定・実施を行っていきます。

取組方向

- (1) 高齢者の日常生活を支援します
- (2) 認知症施策の推進を図ります
- (3) 介護する家族を支援します
- (4) 高齢者の住まい環境を整えます
- (5) 高齢者の交通環境を整えます

施策展開 5 安心・安全なまちづくりの推進

内 容

地域のボランティアをはじめ、住民主体サービスの担い手などの人材を発掘するとともに、地域における支えあいを推進します。また、地域と地方自治体の両者による災害時のような緊急事態も含めた見守り体制を推進します。

成年後見制度の利用促進を図り、高齢者の権利擁護を推進し、地域で自立した暮らしの継続を支援します。

取組方向

- (1) 支えあいや見守りの仕組みを整えます
- (2) 高齢者の権利を擁護します
- (3) 成年後見制度の利用を促進します
- (4) 災害対策や感染症対策を推進します



施策展開 6 介護サービスの充実・提供基盤の維持

内 容

高齢化のさらなる進行と要支援・要介護認定者の増加を踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供と利用の適正化を図り、提供基盤の維持に努めます。また、地域包括ケアシステムを支える介護人材を確保し、業務効率を向上させ、保険者機能の強化を推進します。

取組方向

- (1) 介護保険制度の円滑な運営を図ります
- (2) 介護サービスの質の向上を図ります
- (3) 介護給付の適正化を推進します
- (4) 介護人材の確保及び業務効率化の取組を推進します



5 第1号被保険者保険料の設定

- 令和6年度から令和8年度までの3年間における、第1号被保険者の保険料は下表のようになります。
- 第1号被保険者の保険料基準額(月額)は、6,300円です。

所得段階	対 象 者		負担割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者			
	市民税 非課税 世 帯	●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.285	21,540円
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.385	29,100円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.635	48,000円
第4段階	市民税 課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.9	68,040円
第5段階 (基準段階)	で本人 非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額	75,600円 (月額6,300円)
第6段階	市民税 本人 課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	90,720円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	98,280円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	113,400円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	128,520円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	143,640円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万未満の人	基準額 ×2.1	158,760円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万未満の人	基準額 ×2.3	173,880円
第13段階		合計所得金額が720万円以上860万未満の人	基準額 ×2.4	181,440円
第14段階		合計所得金額が860万円以上1,000万未満の人	基準額 ×2.5	189,000円
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 ×2.6	196,560円

お 問 合 せ 先



春日部市福祉部高齢者支援課・ 健康保険部介護保険課

〒344-8577 埼玉県春日部市中央7丁目2番地1
電話: 048-736-1111(代表)
<https://www.city.kasukabe.lg.jp/>



まいるシティ SDGs未来都市 春日部